

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上田万地区（上組・丸山・中組・大久保・八幡・松崎）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 3経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討
6. 地域農業の将来のあり方
大豆及び麦栽培や飼料作物栽培による耕畜連携の取組等により収益力向上を検討
担い手確保のため、中心経営体において新規就農者等の雇用を検討

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上小川地区（11区・原中）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
個人 1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積する
6. 地域農業の将来のあり方
収益性の高い作物の導入を検討
雇用も含めた担い手確保対策を検討
老朽化や破損した水路等、生産基盤の改修、再整備について検討

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下田万地区（下郷）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 3経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積する
6. 地域農業の将来のあり方
頭首工の改修、再基盤整備等、生産基盤の強化を検討
中心経営体の所得向上と担い手確保に取り組む
農地の保全に合わせ、地域住民と連携し集落の維持に取り組む

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉部上地区（菅谷・毛木山）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 一経営体
個人 9経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積する
6. 地域農業の将来のあり方
各種支援制度の活用及び機械の共同利用等により、経営コストの削減に取組み、集落内の農用地の保全に努める
ため池の浚渫等、用水確保対策を検討
所得向上が見込まれる高単価な作物の導入を検討

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉部下地区（野田・大光寺）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 4 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積する
6. 地域農業の将来のあり方
収益力向上に取り組み、担い手確保対策を検討
地域の気候に適した収益性の高い作物の導入を検討
周辺農地に影響のない山際の農地等について、林地化等の農用地の保全方法を検討

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田 中 文 夫



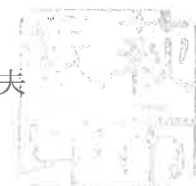
記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
弥富地区（大野・峠）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 一 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積する
6. 地域農業の将来のあり方
生産性向上のための基盤整備を検討
単価等の有利な販売方法等の検討
地域の観光資源を活用した農産物の販売促進の取組みを検討

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
佐々並地区（大下）
2. 協議結果を取りまとめた年月日
令和5年3月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地を集積する
6. 地域農業の将来のあり方
収益性の高い作物の栽培面積拡大、収量増加に取り組み、収益力向上を図る
集落営農法人連合体「アグリネットささなみ」と連携した取組みを検討
所得向上に合わせ、新規就農者等の担い手確保対策を検討